第十五条　紛争解決

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関若しくは地域的取極の利用又は紛争当事国が選択するその他の平和的手段により解決する。

第十六条　国際法及び他の協定との関係

この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際慣習法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十七条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この条約は、機関の本部において、二千四年六月一日から二千五年五月三十一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

2　いずれの国も、次のいずれかの方法により締約国となることができる。

(a)　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) (c)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(c)　加入すること。

3　批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

4　この条約が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言するものとし、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正することができる。

5　4に規定するいかなる宣言も、寄託者に対し書面により通報されるものとし、この条約が適用される地域を明示する。

第十八条　効力発生

1　この条約は、三十以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十五パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が、前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

2　この条約の効力発生のための要件が満たされた日からこの条約の効力発生の日までの間にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　この条約の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で、効力を生ずる。

4　この条約の改正が次条の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第十九条　改正

1　この条約は、この条に定めるいずれかの手続に従って改正することができる。

2　機関における審議の後の改正

(a)　締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を締約国及び機関の加盟国に対し回章に付する。

(b)　(a)の規定により提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため委員会に付託する。締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため委員会の審議に参加する権利を有する。

(c)　改正案は、委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

(d)　(c)の規定に従って採択された改正は、受諾のため、事務局長が締約国に送付する。

(e)　改正は、次に定めるところにより受諾されたものとみなす。

(i)　この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二以上が事務局長に対し改正の受諾を通告した日に受諾されたものとみなす。

(ii)　附属書の改正は、採択の日の後十二箇月の期間が満了した時又は委員会が決定する他の日に受諾されたものとみなす。ただし、三分の一を超える締約国が改正に対する異議を事務局長に通告した場合には、当該改正は、受諾されなかったものとみなす。

(f)　改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。

(i)　この条約のいずれかの条の改正は、受諾する旨の宣言を行った締約国については、当該改正が(e)(i)の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

(ii)　附属書の改正は、全ての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、次の締約国については、この限りでない。

(1)　(e)(ii)の規定により当該改正に対する異議を通告し、かつ、当該異議を撤回しなかった締約国

(2)　当該改正の効力発生前に、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨を事務局長に通告した締約国

(g)　(i)　(f)(ii)(1)の規定により異議を通告した締約国は、その後、改正を受諾する旨を事務局長に通告することができる。当該改正は、当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後六箇月で効力を生ずる。

(ii)　締約国が、(f)(ii)(2)に規定する通告を行い、改正についての受諾を事務局長に通告した場合には、当該改正は、当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後六箇月で効力を生ずる。

3　会議による改正

(a)　機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(b)　事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、全ての締約国に送付する。

(c)　改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、2(e)及び(f)に定めるところにより、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。

4　附属書の改正の受諾を拒否した締約国は、当該改正の適用においてのみ、締約国でない国として取り扱われる。

5　この条の規定に基づく通告は、事務局長に対し書面によって行う。

6　事務局長は、締約国及び機関の加盟国に対して次の事項を通報する。

(a)　効力を生ずる改正並びに当該改正が効力を生ずる日及び当該改正が各締約国について効力を生ずる日

(b)　この条の規定に基づく通告

第二十条　廃棄

1　締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者に対して廃棄書を寄託することによって行われ、寄託者が当該廃棄書を受領した後一年で、又は当該廃棄書に明記された一年よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第二十一条　寄託者

1　この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証謄本をこの条約に署名し、又は加入した全ての国に送付する。